

大会(定期演奏会等の発表会を含む)への参加及び大会実施におけるガイドライン

(令和4年9月20日版)

大会参加について

- 県外で開催される大会への参加は可とする。大会への参加にあたって不安がある場合は、事前に無料のPCR検査等（PCR検査又は抗原定性検査をいう。以下同じ。）を活用する。また、生徒及び保護者に対して事前に参加の意向を確認し、より特段の感染防止対策を徹底して参加する。なお、大会参加後1週間は、検温を含め体調管理をしっかりと行うとともに、不安がある場合は、無料のPCR検査等を活用すること。併せて、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を活用する。
- 「緊急事態宣言対象地域」及び「まん延防止等重点措置対象地域」で開催される公式大会以外の大会への参加については、自粛することとする。
- 大会参加に伴う宿泊については可とする。ただし、宿泊を行う場合は、最大限の感染防止対策を講じるとともに、下記の宿泊についての項目を遵守する。
- 学校関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者等（濃厚接触者含む）が発生した場合、生徒等の大会参加の基準は次のとおりとする。
 - ・陽性者で有症状の場合は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から療養期間の解除が可能となるが、感染リスクが残存することを踏まえ、療養期間が解除となっても大会への参加は11日目からとする。
 - ・陽性者で無症状の場合は、検体採取日から7日間を経過した場合は、8日目から大会へ参加することができる。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性が確認された場合は、6日目から療養期間の解除が可能となるが、感染リスクが残存することを踏まえて、6日目から療養期間が解除となっても大会へ参加できるのは8日目からとする。
 - ・濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して、2日目及び3日目の抗原定性検査（※）又は3日目のPCR検査で陰性が確認された場合は、3日目から大会に参加することができる。この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康確認を継続し、マスク着用等の感染対策を徹底する。なお、検査については自費検査とし、各自又は学校等で手配すること。
 - ※ 抗原定性検査キットは研究用と表示されたものは用いず、薬事承認を受けたものを必ず用いること。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（自己採取する場合は鼻腔検体を推奨）
 - ・接触者（濃厚接触者は除く。以下同じ。）としてPCR検査等の受検を指示された生徒等は、当該検査結果で陰性が判明するまでの期間は大会に参加することができない。
 - ・PCR検査等の対象外の生徒等は大会に参加することができる。
 - ・その他、全国組織団体等が定める参加基準（ガイドライン等）がある場合は、当該

基準も併せて遵守すること。

○同居する家族等がPCR検査等を受検する場合は、公式大会への参加に限り、「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」の基準によらず、参加を認めることとする。（ただし、当該生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合や、濃厚接触者となった場合を除く）

○同居する家族等が陽性者となり、生徒等が濃厚接触者となった場合の大会参加の基準は次のとおりとする。

- ・当該生徒等は、行動制限（自粛）期間中は大会に参加することができない。ただし、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として、2日目及び3日目の抗原定性検査（※）又は3日目のPCR検査で陰性が確認された場合は、3日目から大会に参加することができる。この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康確認を継続し、マスク着用等の感染対策を徹底する。なお、検査については自費検査とし、各自又は学校等で手配すること。

※ 抗原定性検査キットは研究用と表示されたものは用いず、薬事承認を受けたものを必ず用いること。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（自己採取する場合は鼻腔検体を推奨）

- ・大会へ参加している時に、家族が陽性者となり濃厚接触者となった場合、当該生徒等は判明後直ちに大会への参加を取りやめ、帰宅する。

- ・その他の生徒等については、引き続き大会へ参加することができる。

○大会に参加する生徒、引率者、外部指導者、運営スタッフ等は、全国組織団体等の参加基準（ガイドライン等）で示されている基準や方針等を遵守するとともに、大会の1週間前から検温結果及び体調について別紙の「体調管理表」に記録し体調管理に努める。当日、検温を行い、体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合は参加できない。また、同居家族等（寮における同室者含む）に体調不良や発熱等の風邪の症状がある者は参加できない。ただし、医師の診断により参加の許可を得た場合は可とする。

移動について

○借り上げバスや公共交通機関及び自家用車等（レンタカー、中型自動車含む。以下同じ。）を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、マスクを正しく着用し、大きな声で話さない。併せて、窓を開けるなど可能な限り換気に努める。

○借り上げバス及び自家用車等での移動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取り、休憩中はドアを開放して換気する。

宿泊について

○顧問又は引率者は、宿泊を行うにあたっては、宿舎が定めた感染防止対策及び本ガイ

ドラインを事前に生徒等へ周知・徹底する。

- 宿舎内においては、食事中及び入浴時以外はマスクを正しく着用し、大きな声を出さない。
- 宿泊をする部屋は、個室が望ましいが、相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。なお、部屋の定員の50%以下の配宿が困難な場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの正しい着用や換気をするなど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避するなど、特段の感染防止対策を徹底する。また二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人との距離をとる。
- 宿舎での食事は一人盛りでの提供が望ましいが、大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行い、トングや取り箸などの共有は行わない。
- 食事は黙食し、会話の際はマスクを正しく着用する。
- 入浴について宿舎から指示がある場合は、宿舎からの指示に従うとともに、本ガイドラインに則って実施する。
- 入浴は、部屋の風呂を使用する。部屋に風呂がなく、大浴場を利用する場合は、顧問又は引率者がグループ分けや入浴順番のタイムテーブルを作成するなどし、脱衣所、浴室が密閉、密集、密接とならないようにする。1グループ終わるごとに、顧問又は引率者が脱衣所の共用部分（ロッカー、脱衣かご、体重計、ソファ、イス、ドライヤー等）の消毒を行う。消毒等が終わるまで、次のグループは部屋で待機とし、浴室前等が密集、密接とならないようにする。
- 大浴場を利用する場合のタオルは、部屋にあるもの又は個人で準備したものを使用し、他人と共用しない。
- 脱衣所内において会話は控える。会話をする場合は、マスクを正しく着用して行う。
- 顧問又は引率者は、集合やミーティングは、距離を取って行える場所を確保し、全員がマスクを正しく着用して行う。

大会運営について

- 大会主催者は、感染症予防対策責任者を置き、その者の指揮命令の下、観客への対応も含め、大会における感染症予防対策を実施するとともに、事前に周知徹底する。
- 大会主催者は、全国組織団体からの活動方針やガイドラインに則って運営を行う。
- 大会主催者は、観客を含め参加者の連絡先を把握できる場合を除き「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の活用を図る。
- 大会主催者は、本ガイドラインを基に実施する大会の具体的な感染予防対策を保護者へ事前に提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。
- 大会主催者は、出入口には、手指消毒剤を設置する。
- 観客の人数は、上限人数5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限の50%（大声あり）又は100%（大声なし）となるため、主催者は、会場の広さ、座席の有無、役員数等を勘案して、観客の上限人数を決定する。

※大声とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」となる。ただし、結果発表時等の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

- 出演者が発声等をする公演の場合、ステージと観覧スペースとの間に最低2m確保できるような配置とする。
- 合唱、演劇、吹奏楽等の発表会・演奏会等については感染防止対策を徹底し、開催2週間前に県と高等学校等に、発表会等における「感染防止安全計画」又は「感染防止策チェックリスト」（県の所定書式有り）を提出する。（「その他」参照）
- 大会主催者は、受付等において、参加者等が距離をおいて並べるよう目印を設置する。
- 大会主催者は、対面する場所については、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテン等で隔てる。ただし、観客の受付及び対応については、生徒に行わせない。
- 参加生徒、引率者、外部指導者、運営スタッフのマスクの取扱いについては、屋外は、身体的距離が2m以上確保できる場合、身体的距離が2m以上確保できなくても、ほとんど会話がないう場合は、必要ではない。ただし、身体的距離が2m以上確保できない状況で会話がある場合は、着用する。また、屋内は、身体的距離が2m以上確保でき、ほとんど会話を行わない場合以外は、着用する。
- 参加生徒、引率者、外部指導者、運営スタッフは、大会中も、こまめな手洗い又は、消毒を行う。
- 開会式や閉会式を実施する場合は、大会主催者は、密集・密接とならないよう、参加者の人数制限や、参加者相互の間隔を広くとって実施する。
- 屋内大会は大会（演奏、演技等）中であっても定期的（30分に1回5分程度）に大会主催者主導で一斉に換気を行う。会場の状況によっては、送風機などで空間の空気を動かす対応も実施し、密閉空間とならないよう努める。
- 大会主催者は、参加者が触れる会場の設備や道具、楽器等は、定期的（演奏等の間等）に消毒する。ただし、材質やメンテナンス上、用具等の消毒が行えない場合は、生徒自身が、消毒を行うよう呼びかける。
- 大会主催者は、水分補給は個人で容器を用意し、まわし飲みはしないことを事前に引率者、外部指導者、参加生徒、運営スタッフ、観客等関係者へ周知するとともに、会場内において定期的に呼びかける。
- 大会主催者は、タオルは個人で準備し、共用しないことを事前に引率者、外部指導者、参加生徒、運営スタッフ、観客等関係者へ周知するとともに、会場内において定期的に呼びかける。また、必要に応じて手洗い場にペーパータオル（使い捨て）を準備する。
- 昼食等を大会主催者で準備する場合は、配布する役割を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。
- 熱中症予防対策も合わせて実施し、観客等への注意喚起も適宜行う。
- 大会中は参加生徒、引率者、指導者、観客等は大きな掛け声は出さない。
- ミーティングやリハーサルなどにおいて、密閉空間での滞在を避ける。
- 大会主催者は、更衣の際は、更衣室の使用人数を、人と人との距離が1m以上確保できるよう利用人数を制限し、定期的（30分に1回5分程度）に換気に努める。また、利用人数や注意点の掲示を行う。
- 大会主催者は、会場で手が触れる場所を、定期的に消毒を行うために、計画を立てて行

う。

- 参加生徒の待機場所については、大会主催者において場所を指定するなどして、密閉、密集、密接それぞれを回避するようにする。
- 大学等の関係者が勧誘等で来場した場合は、名刺等で本人確認を行い、検温及び体調について確認の上、入場を許可し許可証などを発行する。その場合の入場場所は、客席か本部とし大会主催者が判断する。
- 報道関係者が取材で来場した場合は名刺等で本人確認を行い、検温及び体調について確認の上、入場を許可する。大会の妨げとならないよう取材可能エリアなどを予め設定しておく。
- 報道機関による参加生徒、引率者、指導者、大会関係者への取材については、マスクを正しく着用して、実施してもらう。その場合、1 m以上距離を確保する。
- 大会主催者は、入退場時、トイレ、休憩時間や待ち合わせ場所等を含め、密閉、密集、密接それぞれを回避するほか、ハイタッチなど交流等を行わないことを呼びかける。

観客について

- 来場者の確認を取ることができない場合は、大会主催者・関係者及び参加者のみで実施することを検討する。
- 大会主催者は、出入口を限定し、観客等の入退場をコントロールする。
- 大会主催者は、大会の会場が公園や自然内で、観客エリアの制限が難しい場合は、大会関係者以外へ看板や放送などで注意喚起を実施する。
- 大会主催者は、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況、会場の広さ、役員数等を総合的に勘案し入場できる観客の範囲を定め、事前に周知する。入場できる者は、事前申請された者を原則とするが、当日、受付にて検温の実施及び連絡先等（氏名、住所、電話番号、健康チェック）の確認が可能な場合は、当日受け付けも可とする。ただし、観客名簿（氏名、住所、電話番号が記載）を必ず作成し連絡先等を把握しておく。なお、取得した個人情報については大会終了後、約1ヶ月厳重に保管し、期間終了後シュレッダーにて裁断し、確実に廃棄する。また、当日入口にて検温を実施するとともに、許可証等入場を許可したことが分かるものを発行するなど観客の入場の管理を含めた対策を講じ、次の内容について事前に周知する。
- 観客として来場される方は、大会当日の朝、必ず検温し、発熱等の風邪の症状がある者は、来場できない。また、同居する家族に発熱等の風邪の症状がある者についても、来場を控えてもらう。
- 屋外における観客のマスクの着用については、身体的距離が2 m以上確保できる場合、身体的距離が2 m以上確保できなくても、ほとんど会話がなない場合は、必要ではない。ただし、身体的距離が2 m以上確保できない状況で会話がある場合は、着用する。
- 屋内における観客のマスクの着用については、身体的距離が2 m以上確保でき、ほとんど会話を行わない場合以外は、着用する。
- 発声による応援、楽器を使っでの応援は行わない。
- 大会主催者は、学校関係者以外の観客の入場を認める場合、入場エリアのゾーニング及び動線を別で確保することにより学校関係者と学校関係者以外が混在しないようにする。また、出入口、トイレ等についても学校関係者と別とする。

○上記の対応を守れない観客は退場させる。

陽性者が発生した場合の対応について

○大会主催者は、大会開催後に参加生徒、顧問、引率者、外部指導者、観客等に陽性者が発生した場合には、参加生徒、顧問、引率者、外部指導者、観客等に連絡を取り、症状の確認がとれる体制を確保する。

※主催者は、上記以外の対策についても積極的に実施する。

大会開催可否について

○十分な感染防止対策をとることができない場合は、開催の中止又は延期を検討する。
○鳥取県版新型コロナ警報の特別警報が発令された場合は、大会の中止又は延期を検討する。

その他

○合同練習等の実施にあたっては、上記の対策を実施する。
○県外への遠征（合同練習、合宿）及び県内において県外の学校を招致して行う合同練習、合宿の実施については、「鳥取県文化活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参照すること。
○大会を主催する場合、大会の規模ごとに県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、県が公表する指標（レベル0から4）に応じ、開催2週間前までに「新型コロナウイルス感染症予防に係るイベント開催申出書」（以下「申出書」という。）とともに以下の表により「感染防止安全計画」又は「感染防止策チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を県へ提出する。

指標	(ア)5,000人超かつ収容率50%超（大声なし）のイベント	(イ)1,000人（警報、特別警報発令時は、100人以上）で（ア）に該当しないイベント (ウ)ライブ演奏等を伴うイベントで（イ）に該当しない	左記（ア、イ、ウ）以外の全てのイベント
レベル0	・感染防止安全計画を策定し、県に提出 ・イベント終了後、1か月以内に結果報告書を県に提出	・チェックリストを県に提出するとともに、自らのHP等で公表（イベント終了日から1年間保管）	・チェックリストを作成し、自らのHP等で公表（イベント終了日から1年間保管）
レベル1			
レベル2		・感染防止安全計画を策定し、県に提出	
レベル3			
レベル4			

※各様式は、くらしの安心推進課ホームページに掲載

HP : <https://www.pref.tottori.lg.jp/292741.htm>

【提出（相談）先】

東部地区開催：＜くらしの安心推進課＞ 電話：0857-26-7284

中部地区開催：＜中部総合事務所環境建築局＞ 電話：0858-23-3982

西部地区開催：＜西部ワンストップセンター＞ 電話：0859-31-9637

※開催地区の提出先及び高等学校課へ提出すること

◎上記の方針は、現時点でのものであり今後の新たな情報等により随時見直しを行います。

＜とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの申請について＞

<https://www.pref.tottori.lg.jp/c-toroku/>

＜厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」＞

○アンドロイド版

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

○iOS版

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

